

下関市立大学「特定の課題についての研究の成果」審査手続要領

平成 23 年 4 月 1 日施行

改正 平成 26 年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 下関市立大学大学院学則第 24 条第 1 項に規定する「特定の課題についての研究の成果」(以下「特定課題研究成果」という。)の審査手続については、下関市立大学学位規程(以下「学位規程」という。)に定めるもののほか、この手続要領に定めるところによる。

(特定課題研究成果題目の届出)

第 2 条 特定課題研究成果を提出しようとする者は、研究指導教員の承認を得て、特定課題研究成果の題目を定め、「特定の課題についての研究の成果」題目申告書(様式第 1 号)を修了年度の 10 月末日までに学務グループ教務班に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、下関市立大学修士課程に 2 年以上(下関市立大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 24 条第 1 項ただし書きの規定の適用を受ける者については、所定の期間以上)在学し、9 月 30 日付けで修了を希望する者の提出期限は 4 月末日とする。

3 提出した特定課題研究成果題目は、研究指導教員の承認を得て変更することができる。

(特定課題研究成果の提出)

第 3 条 特定課題研究成果は、所定の表紙 A 4 版(様式第 2 号)をつけ、特定課題研究成果 1 編(正本 1 部、副本 3 部)に、「特定の課題についての研究の成果」審査申請書(様式第 3 号)及び研究成果要旨(2000 字以内、正本 1 部、副本 3 部)を添えて、修了年度の 1 月 31 日 17 時までに学務グループ教務班に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学修士課程に 2 年以上(大学院学則第 24 条第 1 項ただし書きの規定の適用を受ける者については、所定の期間以上)在学し、9 月 30 日付けで修了を希望する者の提出期限は 7 月 15 日 17 時とする。

3 提出された特定課題研究成果は、貸出、返却を一切行わず、学生はあらかじめ自己用を所持しなければならない。

4 参考論文がある場合は、4 部を特定課題研究成果に添えて提出しなければならない。

5 学務グループ教務班は、前項の特定課題研究成果を受理したときは、速やかに研究指導教員に引き継ぐものとする。

(特定課題研究成果審査及び最終試験委員候補者の提出)

第4条 研究指導教員は、修了年度の11月末日までに学位規程第12条の2の規定により準用される第8条に定める審査委員候補者を選出し、「特定の課題についての研究の成果」審査及び最終試験委員候補者名簿(様式第4号)を下関市立大学大学院経済学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、9月30日付けで修了を希望する者についての提出期限は5月末日とする。

3 特定課題研究成果審査及び最終試験の主旨は、研究指導教員をもって充てる。

(特定課題研究成果審査及び最終試験の結果報告)

第5条 審査委員は、特定課題研究成果の審査及び最終試験の結果を「特定の課題における研究の成果」審査及び最終試験結果報告書(様式第5号)により、修了年度の2月末日までに研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、9月30日付けで修了を希望する者についての提出期限は9月15日とする。

(審査済特定課題研究成果等の保管)

第6条 審査済の特定課題研究成果(正本)、特定課題研究成果審査申請書及び成果要旨(正本)は、図書館に置いて保管するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定める日が公立大学法人下関市立大学就業規則第21条に定める休日の場合は、その直前の勤務すべき日を当該日とする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年8月1日改正)

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

様式第1号

「特定の課題についての研究の成果」 題目 申告書

年 月 日

(あて先) 下関市立大学大学院経済学研究科長

専攻

学籍番号

氏名

印

研究指導委員の承認に基づき、論文題目を下記のとおり定めましたのでお届けいたします。

記

1. 題目

--

2. 研究指導教員

--

印

様式第2号

(たてがき)

学籍番号	専攻	氏名	西暦	年度	特定の課題についての研究の成果
					「 題 目 」

(よこがき)

西暦	年度	特定の課題についての研究の成果
		「 題 目 」
	専攻	
	学籍番号	氏名

様式第3号

「特定の課題についての研究の成果」審査申請書

年 月 日

(あて先) 下関市立大学大学院経済学研究科長

専攻

学籍番号

氏名

印

このたび、下関市立大学学位規程第12条の2の規定により準用される第6条の規定により、下記の「特定の課題についての研究の成果」を提出します。

記

論文題目

特定の課題についての 研究の成果	
参 考 論 文	

様式第4号

「特定の課題についての研究の成果」審査及び最終試験委員候補者名簿

年 月 日

(あて先) 下関市立大学大学院経済学研究科長

専攻

指導教員

印

特定課題研究成果審査及び最終試験委員候補者を下記のとおり推薦します。

記

1. 特定課題研究成果審査及び最終試験委員候補者

(主査)

2. 「特定の課題についての研究の成果」審査申請者

専攻	学籍番号	氏名
特定の課題についての研究の成果		
参考論文		

様式第5号（その1）

「特定の課題についての研究の成果」審査及び最終試験結果報告書

年 月 日

下関市立大学大学院経済学研究科長 殿

特定課題研究成果審査及び最終試験委員

主査

印

印

印

特定課題研究成果審査及び最終試験の結果を下記のとおり報告します。

記

専攻	学籍番号	氏名
特定の課題についての研究の成果		
参考論文		
特定課題研究成果審査結果	点（100点満点）	
最終試験結果	合格	不合格

様式第5号 (その2)

特定課題研究成果審査結果の要旨

最終試験結果の要旨